

2024年7月
スタート

受診料を助成します

受診をためらっている方へ

初回の産科受診料の負担が大きく



市販の妊娠検査薬で陽性となった 市民税非課税世帯等の尼崎市の方へ 初回産科受診料を助成します

医療機関と連携しながら継続的にサポートします

助成対象者

尼崎市内にお住まいで、市販の妊娠検査薬で陽性を確認し、住民税非課税世帯または、
これと同等の所得水準と認められる方



○ 申請方法のご案内 ○

助成内容

妊娠の判定に必要な検査、診察等、
主治医が認めた自費で実施する
初回診療分を1回上限1万円として
助成します。

助成券で受診する場合

本人が確認できる書類（マイナンバー
カードや運転免許書等）や世帯全員の所
得を証明する書類を持参のうえ、お住ま
いの保健福祉センターへお越しください。

償還払いの場合

下記の書類を持参してください。
①領収書と診療明細書
②世帯全員の所得を証明する書類
③振込先の通帳またはキャッシュカード
④受診券（交付済みの場合）

※世帯全員の所得を証明する書類については省略できる場合がありますので、HPをご確認ください

問い合わせ先

尼崎市保健所 健康増進課

TEL.06-4869-3033

受付時間/月曜日～金曜日 9:00-17:30



対象者

市販の妊娠検査薬で陽性を確認し、次の条件を全て満たす方

- ①市民税非課税世帯に属する方
- ②初回産科受診時において、住民票が尼崎市にある方
- ③妊婦健診の受診医療機関や関係機関と市が、支援に必要な情報を共有することに同意いただける方



助成額・助成内容

1回の妊娠につき、上限1万円

(妊娠の判定に必要な検査、診察、その他主治医が必要と認めた診察のうち、自費で支払った費用)

※医療保険診療となった場合は、対象外です。

申請方法

助成券（委託医療機関）で受診される場合か、それ以外かによって申請方法が異なります。

助成券（委託医療機関） で受診する場合

1 市販の妊娠検査薬で
陽性判定を確認



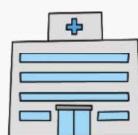
2 お住まいの保健福祉
センターへ必要書類を
持参し申請
①本人確認書類
②世帯全員の所得を証明す
る書類
(省略できる場合があります)

3 助成券を持って
委託医療機関を受診



償還払いの場合

2 医療機関初回受診



※償還払いの場合は、令和6年4月1日
以降に受診された方が対象です

3 お住まいの保健福祉センターへ償還払い申請
※受診日から**2か月**以内
※令和6年4月から6月に受診した方は
8月末までの申請期限となります

- ①本人確認書類
- ②初回産科受診の領収書・診療明細書
- ③世帯全員の所得を証明する書類
(省略できる場合があります)
- ④振込先の通帳やキャッシュカード

申請窓口

北部保健福祉センター 北部地域保健課
南塚口町2-1-1 さんさんタウン1番館5階
TEL:06-4950-0637 FAX:06-6428-5110

南部保健福祉センター 南部地域保健課
竹谷町2-183 リベル5階
TEL:06-6415-6342 FAX:06-6430-6850

詳しくは、尼崎市のホームページをご確認ください。

